

指定障害福祉サービス事業所等指導監査実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）に基づく、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）に基づく、障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）に対して、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、療養介護医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給（以下「自立支援給付等」という。）に係る障害福祉サービス等（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の内容並びに自立支援給付等に係る費用の請求に関して、県が行う指導監査を統一的・効果的に行うため、基本的事項を定め、もって自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、次に掲げる基本方針に基づき実施する。

- (1) 厚生労働省の指定障害福祉サービス事業者等指導指針及び指定障害福祉サービス事業者等監査指針を踏まえ、これまでの指導監査結果等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施すること。
- (2) 事実の認定、適否の判断、意見の表明等に際しては、法その他の関係法令及び通知に基づき、公正不偏かつ指導・援助的な姿勢をもって臨み、関係者の理解のもとに積極的な協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 形式的・表面的な現象の指摘にとどまらず、問題点を的確に把握し、その要因の解明と適切な是正・改善の方策について具体的に明示し、対象となる指定障害福祉サービス事業所等の理解を得ながら運営水準の向上を図ること。
- (4) 安定的・継続的に良質のサービスが提供できるように、利用者の視点に立ったサービスや事業経営の透明性を確保する観点から実施すること。

第2章 指導

(指導方針)

第3条 指導は、支援法第11条第2項又は児福法第57条の3の3第3項及び第4項の規定に基づき、厚生労働省令及び告示等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導重点事項)

第4条 指導監査室は、障害者支援課と協議の上、毎年度、これまでの指導監査結果等を勘案し、指導重点事項を定めるものとする。

(指導形態)

第5条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指定障害福祉サービス事業所等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習をする等の方法により行う。

(2) 実地指導

指導の対象となる指定障害福祉サービス事業所等において実地に行う。

(指導対象の選定)

第6条 指導は、全ての指定障害福祉サービス事業所等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導の選定基準

自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ、対象となる指定障害福祉サービス事業所等を選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 障害児通所支援事業所(児童発達支援センターに限る。)及び指定障害児入所施設については年1回実施する。

イ 指定障害者支援施設については原則2年に1回実施する。

ウ 指定障害福祉サービス事業所、指定一般相談支援事業所及び障害児通所支援事業所(児童発達支援センターを除く。)については原則3年に1回実施する。

エ その他特に実地指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業所等を対象に実施する。

(指導の実施機関)

第7条 指導は、別表に掲げる指定障害福祉サービス事業所等の区分に応じ、同表の実施機関欄に定める機関において実施する。

なお、健康福祉センターが実地指導を実施する指定障害福祉サービス事業所等について、必要な場合は障害者支援課が実地指導を共同で実施する。

(指導の実施方法等)

第8条 集団指導における実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 事前通知

指導対象となる指定障害福祉サービス事業所等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害福祉サービス事業所等に通知する。

(2) 実施方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求内容、制度改正内容、過去の指導事例等について講習等の方式により行

う。

なお、集団指導に欠席した指定障害福祉サービス事業所等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努める。

2 実地指導における実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 事前通知

指導対象となる指定障害福祉サービス事業所等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、実施日の概ね2週間前までに当該指定障害福祉サービス事業所等に通知する。

ア 実地指導の根拠規定

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 準備すべき書類等

(2) 実施方法

実地指導は、厚生労働省が定める「主眼事項及び着眼点」等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

(3) 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び自立支援給付等に係る費用について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行う。

(4) 改善報告書の提出

当該指定障害福祉サービス事業所等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求める。

(指導後の措置等)

第9条 実地指導の結果、文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。

2 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに第3章に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第3章 監査

(監査方針)

第10条 監査は、支援法第48条若しくは第51条の27又は児福法第21条の5の21若しくは第24条の15の規定に基づいて行い、指定障害福祉サービス事業所等の自立支援給付対象サービス等の内容等について、支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに児福法第21条の5の22、第21条の5の23、第24条の16及び第24条の17に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認める場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)に

において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象の選定)

第11条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

- (1) 要確認情報
 - ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
 - イ 市町、相談支援事業等へ寄せられる苦情
 - ウ 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (2) 実地指導において確認した情報
実地指導を行った県が指定障害福祉サービス事業所等について確認した指定基準違反等

(監査の実施機関)

第12条 監査の実施に当たっては、指導監査室が、障害者支援課及び健康福祉センターと協議して監査班を編成する。

(監査の実施方法等)

第13条 監査の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 事前通知
監査対象となる指定障害福祉サービス事業所等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該指定障害福祉サービス事業所等に通知する。
 - ア 監査の根拠規定
 - イ 監査の日時及び場所
 - ウ 監査担当者
 - エ 準備すべき書類等
- (2) 実施方法
監査は、指定障害福祉サービス事業所等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)により行う。

(監査後の措置)

第14条 監査後の措置は、次のとおりとする。

- (1) 監査結果の通知
監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。
- (2) 報告書の提出
当該指定障害福祉サービス事業所等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。
- (3) 行政上の措置
指定基準違反等が認められた場合には、支援法第49条、同法第51条の28、児福法第21条の5の22及び同法第24条の16に定める「勧告、命令等」並びに支援法第50条、同法第51条の29、児福法第21条の5の23及び同法第24条の17

に定める「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行う。

ア 勧告

指定障害福祉サービス事業所等に支援法第49条第1項から第2項若しくは第51条の28第1項又は児福法第21条の5の22第1項若しくは第24条の16第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業所等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該指定障害福祉サービス事業所等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

指定障害福祉サービス事業所等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業所等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該指定障害福祉サービス事業所等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が、支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号(第12号を除く)、同法第51条の29第1項各号、児福法第21条の5の23第1項各号及び同法第24条の17第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業所等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(以下「指定の取消し等」という。)ができる。

(4) 聴聞等

監査の結果、当該指定障害福祉サービス事業所等が命令又は指定の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(5) 経済上の措置

ア 指定障害福祉サービス事業所等(指定障害児入所施設を除く。)に対して、勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付等の全部又は一部について当該自立支援給付等に関係する市町村に対し、支援法第8条第2項及び児福法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収(返還金)として徴収を行うよう指導する。

イ 指定障害福祉サービス事業所等(指定障害児入所施設を除く。)に対して、命令又は指定の取消等を行った場合には、当該指定障害福祉サービス事業所等に対し、原則として、支援法第8条第2項及び児福法第57条の2第2項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導する。

ウ 指定障害児入所施設に対して、勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付等の全部又は一部について児福法第57条の2第4項に基づく不正利得の徴収(返還金)として徴収を行うものとする。

エ 指定障害児入所施設に対して、命令又は指定の取消等を行った場合には、当該指定障害児入所施設に対し、原則として、児福法第 57 条の 2 第 4 項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

第 4 章 報告等

(状況調査資料等の提出)

第15条 毎年度、指定を受けている指定障害福祉サービス事業所等から、別に定める状況調査資料及び自己点検表の提出を求める。

第 5 章 雑則

(健康福祉部関係課との連携)

第16条 社会福祉法人等指導監査実施要綱第 10 条に規定する指導監査連絡会議により健康福祉部関係課との連携を図る。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 4 日から施行する。

別表(第7条関係)

指導の対象指定障害福祉サービス事業所等及び実施機関

指定障害福祉サービス事業所等	実施機関
<ul style="list-style-type: none"> ○指定障害福祉サービス事業所のうち短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所 ○指定障害者支援施設 ○障害児通所支援事業所 ○指定障害児入所施設 	指導監査室
<ul style="list-style-type: none"> ○指定障害福祉サービス事業所のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び共同生活援助事業所 ○指定一般相談支援事業所 	事業所の所在地を管轄する健康福祉センター